

日本学術会議 科学研究における健全性の向上に関する検討委員会
研究健全性問題検討分科会（第2回）議事要旨

日 時：平成26年8月28日（木）10：00－12：00
場 所：日本学術会議 6－A会議室（1）（6階）
議 題：1）前回議事要旨の確認（案）
2）文部科学省からの審議依頼への回答について
（検討項目2及び3を中心に審議）
3）本分科会の役割、今後の進め方について

出席者：

小林良彰委員長、家泰弘副委員長、三木浩一幹事、井野瀬久美恵委員、福田裕穂委員、岡田清孝委員、依田照彦委員、岸本喜久雄委員、川畑秀明委員（9名）

欠席者：

戸山芳昭幹事、市川家國委員（2名）

配布資料：

資料1 前回議事要旨（案）
資料2 「研究活動における不正行為への対応等に関する審議について（依頼）」（文部科学省科学技術・学術政策局長）
資料3 「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日 文部科学大臣決定）
参考資料1 分科会委員名簿
参考資料2 今後の日程について

議事概要：

- （1）前回議事要旨の確認（案）が原案（資料1）通り了承された。
- （2）小林委員長から、本分科会設置までの経緯の説明と、資料2に基づいて本分科会の審議事項（文部科学省から日本学術会議への審議依頼等）についての趣旨説明がなされた。あわせて、小林委員長から、資料3に基づいて文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（資料3）が紹介された。
- （3）文部科学省からの審議依頼のうち「2 研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務」「3 特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）以外の不正行為の範囲（二重投稿・オーサーシップの在り方等）」等を中心に審議を行った。

本分科会設置までの経緯と文部科学省からの審議依頼内容等

小林委員長から、本分科会設置までの経緯の説明と、資料2に基づいて本分科会の審議事項（文部科学省から日本学術会議への審議依頼等）について趣旨説明がなされた。具体的な項目、すなわち、

- 「1 実験データ等の保存の期間及び方法（研究分野の特性に応じた検討）」
- 「2 研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務」
- 「3 特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）以外の不正行為の範囲（二重投稿・オーサーシップの在り方等）」
- 「4 研究倫理教育に関する参照基準」
- 「5 各大学の研究不正対応に関する規程のモデル」
- 「6 その他研究健全化に関する事項」

が紹介された。

前回（第1回）は文部科学省の審議依頼のうち、「1」及び「3」（の途中まで）審議が行われ、特に「1」については、例外を除いて10年程度の保存期間という小括が行われたことが紹介された。

これを踏まえて、本委員会第2回においては、「2 研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務」「3 特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）以外の不正行為の範囲（二重投稿・オーサーシップの在り方等）」を中心に審議を行うこととした。

さらに、小林委員長から、先般公表された文部科学省「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（資料3）が紹介された。

研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務

【本項目にかかる議論の対象について】

- ペナルティが与えられるようなものを想定しているか。
→ある程度は想定している。典型例を、「○○はいけない」という形で示す必要があるだろう。
- ペナルティということだけだと、シニアの研究者と、ポスドク等若手の研究者では守るべきことが異なる。また、ペナルティを与えないことも含めて考える必要がある。
- 次の2つに分けて考えるというのも一案ではないか。1つ目は、「FFP、二重投稿、オーサーシップ以外」でどのようなものがあるかについての検討である。その際、はじめはペナルティ・サンクションに値するかどうか考慮せず列挙し、その後仕分けをしていく。2つ目は制度的な仕組みの検討である。

【ピアレビュー（査読や審査）における公正さの確保について】

- 論文査読の際の公正さと言う問題がある。例えばライバルの査読を遅らせたり、自分の論文を引用させるといったことだ。
- 研究費の申請の審査における公正という問題もある。
- 利益相反の管理をどのようにするか、大きな問題である。

【研究成果の社会への公表の在り方について】

- 一般社会への公表の在り方も問題である。

- このテーマは、もはや研究者だけの問題ではない。メディアも含めて、倫理を考えないとならない。
- マスコミ等の、「実験が成功した（あるいは失敗した）」という報道は違和感がある。実験は、成功・失敗というものではなく、「結果が出た」という言い方が適切である。
- 土木・建築の分野では、査読を経たジャーナル論文は、掲載された時点ではコミュニティに向けたもので、その後半～1年程度の「討議期間」を設ける。この期間にコミュニティから異論が出なかった場合、広く世間に公表するという手順を踏むことが一般的である。つまり、世間に公表するのは、討議期間を経て、大きな異論が出ず一定の公知であると考えられるものである。それを、学会としてプレスリリースとして世間に公表する。こうした分野から見ると、2－3人の査読を経た論文の評価には偏りがある可能性があり、それを世間に公表することの妥当性が問われていると感じる。
- こうした方法は、研究機関として、研究を公表する場合に適用することができるかもしれない。
- 物理学の分野では、センセーショナルな論文については、同じジャーナル上で、「コメント」「リプライ」という形で議論が行われることはある。

【データの恣意的解釈の回避について】

- 文部科学省の会議で、「データの不適切な解釈」は海外の不正基準にあたっているという情報があった。
- 例えば20のネガティブな結果があっても、1つのポジティブな結果のみを取り上げて公表するといった恣意的な取り扱いは、どのように注意すべきか。
- そもそも「成果」の考え方が問題である。論文を公表しておしまいということではないはずである。公表後、再現ができてはじめて、それが成果と考えるべきである。これは研究コミュニティの問題である。
- 研究評価の在り方に関わる。
- 「どのデータを残すか」ということは、研究者にとって重要なことである。例えば歴史の分野では、（史実は）全てが選択的である。残し方と成果がリンクしている。またこの選択が、研究者のオリジナリティでもある。選択的でないと研究はできないので、非常に難しい問題である。

【研究室の管理責任について】

- 研究室のトップの管理の仕方のルールがあった方が良い。例えば、特定の研究室で、博士号を取得するのに平均的に長い年月（7年など）を要するといったことなどもある。倫理、アカハラ、パワハラといった枠組みではなく、管理責任の在り方・ルールとして考える必要がある。
- 研究室のトップが研究シナリオを持っていて、研究者がそのシナリオに合うようにデータを直すということもある。こうした行為が行われる背景には、成果主義のプレッシャーがある。

- 研究室のトップの他に、その研究室に所属せず、トップと同格の人が定期的に研究者の相談相手になるというような仕組みが必要か。
- 精神論ではなく、システムティックで具体的な対応を検討する必要がある。研究室では、学生も含めた若手に「研究者としての入り口」を教えることが大切である。
- 日本にはメンター制度がないことも問題である。例えばイギリスでは、ラボ以外のレクチャラーの制度があって、研究者が相談等を行いやすい環境にある。

【研究機関の管理責任の在り方について】

- 研究室よりも上のレベルである、研究機関の管理責任の問題もある。

特定不正行為（捏造、改ざん、盗用）以外の不正行為の範囲（二重投稿・オーサーシップの在り方等）

【オーサーシップについて】

- 土木・建築学の分野では、論文へのコントリビューション（アイデアの提供も含む）があり、論文に責任を持てる人が入る。意見が異なる人は入らない。基本的に、ギフトオーサーシップ、ゴーストオーサーシップはない。指導教官は、入る場合が多い。
- 生物学の分野では、アイデア（コンセプト）を出した人、データを取った人、書いた人が入る。指導教官も入る。
- 物理学でも、例えば素粒子物理学の場合は、アイデア（コンセプト）を出した人、データを取った人、書いた人に加えて、研究施設構築に関わった人も含まれる。これは、1つの目的の為に研究施設がつくられているからであり、結果として著者が数千人になる時もある。一方、天文学では、望遠鏡のような研究施設構築に関わった人が著者になることはない。施設の性質によって異なる。
- 国際共同研究が増えれば、今後共著者が増えざるを得ない。そうなると、あるパートについては責任を持てても、全体について責任を取れるか、といった問題が生じてしまう。国際分業体制の在り方に関わる。
- そもそも論文の数で研究者を評価することに問題があり、オーサーシップの問題につながっている。

【二重投稿等について】

- プロシーディングスをジャーナルに投稿すると二重投稿となることはあるか。
- プロシーディングスの位置付けは、分野によって異なるだろう。全く業績としてカウントされずジャーナル投稿の最初のステップとなる分野もあれば、むしろプロシーディングスがメインの発表の場で業績として認められ特にそれ以上ジャーナルに掲載することを想定していない分野もある。そうした分野の違いを踏まえて考慮すべきであるが、一般的には二重投稿にはあたらないのではないか。

- 業績を提出する時に、水増しして見せなければ問題ないのではないかな。
その分野で認められている作法に従って、きちんと明示してあれば問題はないように思うが。
- サラミスライシング、サラミ投稿の問題は、どの程度だと問題となり、またどう扱えば良いのか。
- それは個人の評価が下がる、という帰結になっているだろう。

その他

【審議及び回答の取りまとめについて】

小林委員長から、審議及び回答の取りまとめに関して、次の3点の説明が行われた。

- ・本分科会の議論は、国内のみを念頭に置いたものではなく、必要に応じて国際基準等を踏まえて議論をすすめる。
- ・実際の回答書の執筆は、各委員が分担することが想定される。各委員は、それぞれの専門分野の状況やそれに応じた対応方法を記載することにより、取りまとめに寄与することが期待される。
- ・本分科会の議論は、それぞれの専門分野の状況を踏まえてあり方・ガイドライン等について検討を行う。

【次回の分科会に向けての作業依頼】

小林委員長から、分科会委員に対して次回以降の議論に向けた作業依頼が行われた。具体的には、分科会委員は、以下の3点についてそれぞれ意見をまとめ、他の分科会委員及び事務局へ送付することとした。

- ・研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務（各専門分野の状況を踏まえた意見）
 - ①ピアレビュー（査読や審査）における公正性の確保
 - ②研究成果の社会への公表の在り方
 - ③データの恣意的解釈の回避
 - ④研究室の管理責任の在り方
 - ⑤研究機関の管理責任の在り方
 - ⑥その他
- ・オーサーシップの在り方について（各専門分野の現状、それを踏まえた意見）
- ・実験データ等について（保存期間を「最低10年」とした場合に、専門分野において、保存対象としてどこまでの範囲を含め得るか。保存できない実験データ等、1次データ・2次データ等、予備実験段階等、その他）

また、分科会委員は、上記意見等と併せて、所属機関における研究不正対応に関する規程についても、他の分科会委員及び事務局へ送付することとした。

⇒上記を踏まえ、会議後、事務局から委員に対して作業依頼を発出（9月20日（土）締切）。

【本分科会の今後の開催予定】

小林委員長から、既に決定している本分科会の開催予定が以下のように示された。

○第3回

- ・日時：平成26年9月26日（金）10：00～12：00
- ・場所：5－A会議室（2）（予定）

○第4回

- ・日時：平成26年10月14日（火）10：00～12：00
- ・場所：6－A会議室（1）（予定）

- 閉会 -

（以上）